

グッドデザイン・ニューホープ賞マーク使用規定

グッドデザイン・ニューホープ賞の受賞者は、専用のマークを使用することによって受賞対象を社会に広める活動を行うことができます。本規定は、「グッドデザイン・ニューホープ賞(GOOD DESIGN NEW HOPE AWARD)マーク使用ガイドライン」(以下「本賞マーク使用ガイドライン」)に示す「グッドデザイン・ニューホープ賞マーク(以下「本賞マーク」)の使用方法等について規定します。

1 使用対象及び使用者

本賞マークは、公益財団法人日本デザイン振興会(以下「主催者」)が主催する本賞の受賞作品を対象とし、本賞マーク使用ガイドラインを遵守することを条件に受賞者(応募者として記載された者)のみが使用することができます。

2 使用許諾

本賞マークは、主催者が受賞対象に対して受賞者へ使用を許諾するもので、使用料は無料です。

3 使用方法

本賞マークの使用に際しては、本賞マーク使用ガイドラインに規定されるルールに基づき使用し、表記例に基づき受賞対象が特定できる表示にしてください。

4 改変・一部使用等の禁止

本賞マークの使用は、本賞マーク使用ガイドラインに示す態様と同一とし、形状・色彩・プローションの改変及び一部のみを使用することを禁止します。

5 使用期限

受賞者は本賞の受賞発表日以降、本賞マークを期限なく使用することが可能です。

6 受賞作品の商品化にともなう本賞マークの使用制限

本賞マークは受賞作品が商品化された場合、その商品及び広告等に使用することはできません。

7 使用許諾の取り消し

主催者は、下記に該当する場合には、本賞マークの使用許諾を取り消す場合があります。

a) 受賞が取り消しとなった場合

- b) 本賞マークの使用が著しく不相当と認められる事実が受賞者及び受賞者の関係者において生じた場合で、主催者からの改善要請に対して一定期間経過後に改善されない場合
- c) 本賞マーク使用ガイドラインを遵守していない場合

8 使用状況の報告及び使用事例の紹介

主催者は、本賞マークを使用している受賞者に対し、その使用状況についての報告を求めることがあります。また、その使用状況を本賞の広報活動等で紹介することがあります。

2026年3月25日
公益財団法人日本デザイン振興会